## 児島市民交流センター利用変更許可申請書

様式2

指定管理者

児島商工会議所・クラレテクノ共同事業体 あて

	(太枠内の項	181	ハッケー	12 2 / /	シオレ ト	١
,	(本件内の月	I EI I L. T.	ノしりしょう	IT. A 🕻 /	こべい。	,

10.111111111		M-7 : ::		
申請年月日	平成	年	月	日
受付番号	第			号

申請者	団体名						代表者名	
	住所	₹	-			電	話()	-
3	担当者			電話(	)	-	支払方法	窓口現金
1	224			FAX (	)	-	又拉刀丛	芯口玩並

倉敷市市民交流センター条例施行規則(平成23年市規則第52号)第5条の規定により、 次の通り許可事項を変更したいので、申請します。

許可年月日	平成	年	月	日	(		)		受付:	番号			
	項	Į 🗏				変	更ī	前	·		変	更	後
	年月	日											
	利用時	間											
変更する事項	利用施	設											
									·				
									·				
変更を必用とす る理由													
備考													

## ※ 事務処理欄

基本利用料	冷暖房料	付属設備	入場料割増	営業割増	市外居住割増	超過時間等	(減免額)	合計				
円	Ħ	円	円	円	Ħ	田	円		円			
備考												
児島市民交流センター利用許可書												
ル岡中以入川でノアーツ川町で百												

平成 年 月 日 上記のとおり許可します。

> 指定管理者 児島商工会議所・クラレテクノ共同事業体

- ※ お客様の個人情報は、情報の公開をご希望される場合に限って、催物・主催者名等の広報や宣伝物への掲載、また施設利用に関する連絡に利用させていただき、その範囲を超えた利用や提供はいたしません。
- ※ 変更後に取り消しがなされた場合は、初回申し込み時の利用日を基準日として、還付させていただきます。 但し、変更後の利用日が初回申込時の利用日以内の場合は、基準日はその日にちとさせていただきます。 2回目以降の変更後の還付も同様に対応させていただきます。